

○荊田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例

令和3年6月29日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、政府が掲げた2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現に寄与するため、本町においてカーボンニュートラルに資する設備投資等を行う事業者に対して奨励措置を講ずることにより、本町における低炭素で持続可能な産業の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業を行う者がその事業の用に供するための施設をいう。
- (2) 事業者 事業所において事業を行う者をいう。
- (3) カーボンニュートラルに資する設備投資等 町内における事業所へのカーボンニュートラルに資する設備投資又は再生可能エネルギー発電所の新設をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を行うとともに、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。